

6 医 第 6 4 1 号
令和 6 年 7 月 5 日

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長

令和 6 年度高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金の交付申請及び複数年度に亘る研修の計画書提出について（依頼）

平素は、本府の医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本府におきましては、高齢者等の救急搬送の増加や疾病構造の変化に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、今年度も別添実施要領に基づき、上記事業を実施します。

つきましては、事業の趣旨に鑑み、積極的に御活用いただくようお願いするとともに、本事業の実施を希望される医療機関におかれましては、下記のとおり関係書類を御提出いただきますようお願いします。

記

1 提出方法および書類

以下のとおり、メール提出（押印不要）

【宛先】地域医療係 井谷 (a-itani89@pref.kyoto.lg.jp)

【件名】（病院名）高齢社会補助金の書類提出

【提出書類】

（1）令和 6 年度交付申請書類一式

※令和 6 年 4 月～6 月までについては実績ベースで、令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月までについては見込額により作成願います。

（2）事業計画書一式（複数年度に亘る研修（令和 6 年度～）を申請する場合のみ提出）

※詳細は、別紙「複数年度に亘り研修を受講する場合（特定行為研修等）の留意事項」を参考ください。

【様式】

京都健康医療よろずネットのお知らせ欄に掲載中

（1）掲載日 令和 6 年 7 月 5 日（金）

（2）タイトル 「令和 6 年度高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金について」

2 提出期日 令和 6 年 7 月 31 日（水） ※必着

3 その他

申請する研修等について、実施要領の内容に該当するものか、必ず御確認ください。

また、補助金は予算の範囲内で交付するため、申請があった全額を交付できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

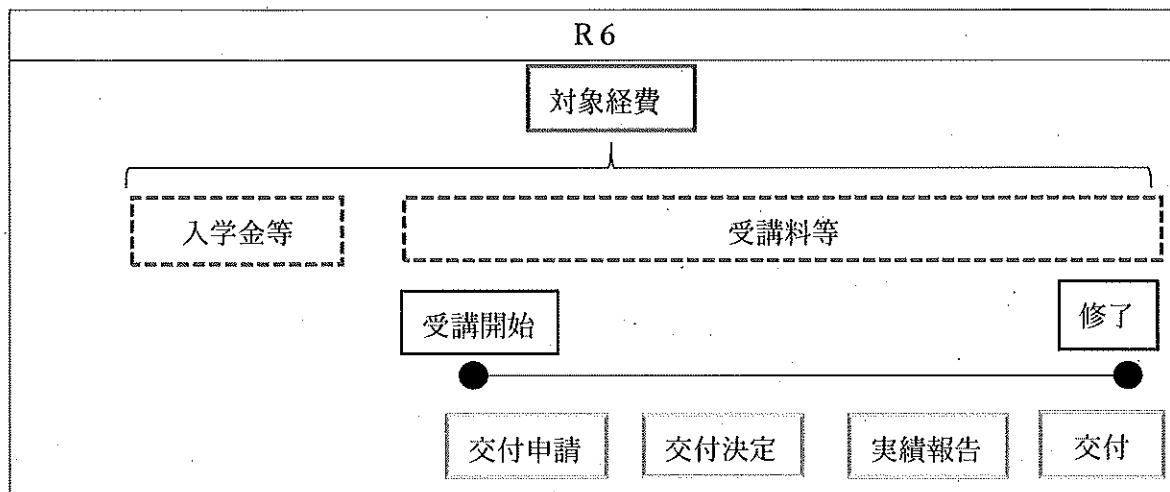
担当	地域医療係 井谷 TEL : 075-414-4745
----	--------------------------------

別紙

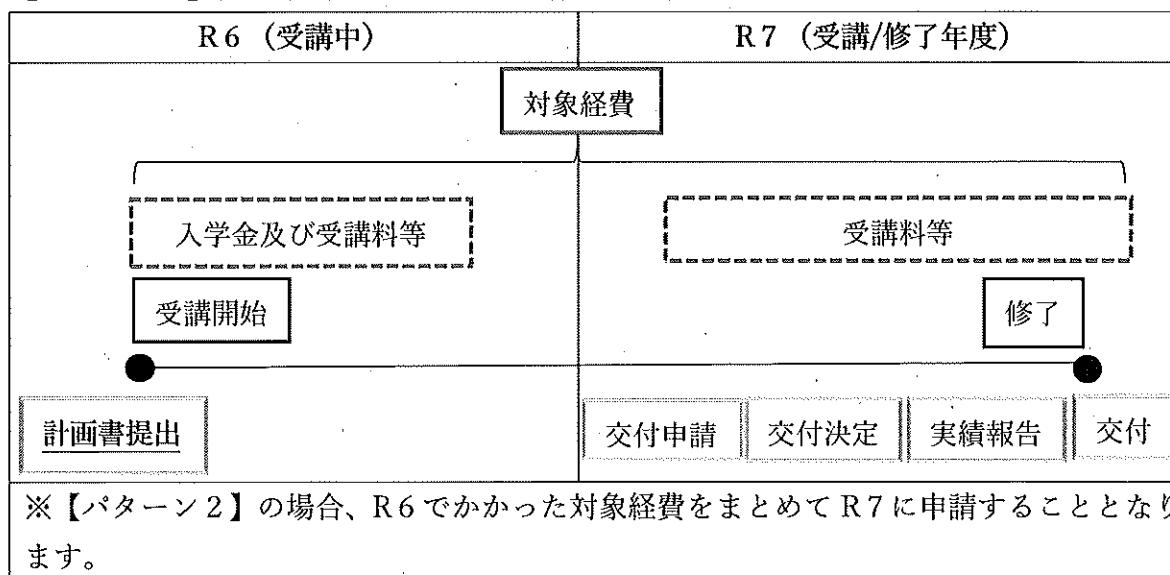
複数年度に亘り研修を受講する場合（特定行為研修等）の留意事項

- 研修に係る経費の支出が複数年度に亘るものについては、当該研修が修了する年度に補助金交付申請をしていただくこととなります。
- ※ 研修開始年度に実施計画書の届出がされていることを要件として補助対象とします。
- ※ 研修に係る経費の支出が複数年度に亘る場合の補助金交付申請スケジュールは、下記のとおり取り扱います。
- ※ 次年度の予算状況によっては全額補助できない場合があることを御了承ください。

【パターン1】年度内に研修が修了する場合（従来通り）



【パターン2】複数年度に亘る研修を受講し、入学金や受講料等を支払う場合



別紙

【パターン3】年度内に修了する研修、複数年度に亘る研修の両方を受講する場合

